



消防職員の処分について

次のとおり、懲戒処分を行いました。

【概要】 令和7年6月から10月までの間に、パワー・ハラスメントに関する認識を誤り、また相互尊重とコミュニケーションの欠如により、部下の職員1名に対して、暴言や威圧的な言動を繰り返し、精神的な苦痛を与えるパワー・ハラスメントに該当する行為を行ったものである。

【処分年月日】 令和7年12月24日

【処分内容】

(本人処分)

所属(役職)	性別	年齢	処分内容	処分理由
消防局 (係長職)	男性	47歳	減給 1／10 (3月)	部下の職員1名に対して、暴言や威圧的な言動を繰り返し、精神的な苦痛を与えた。 この行為はパワー・ハラスメントに該当し、消防職員に対する市民の信用を失墜させる行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当する。

【再発防止策】 パワー・ハラスメントに関する認識の誤りと相互尊重・コミュニケーションの欠如から今回の事態が生じたことへの反省を踏まえ、ハラスメント防止に関する職員研修やアンケート調査等の現行の取組を継続するとともに、類似事案の再発防止を目的とした職員研修と個別面談を実施し、職員の意識改革と知識の向上を図る。

市長コメント

本日、消防局において、パワー・ハラスメントを行った職員を減給10分の1、3か月の懲戒処分に処しました。

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を侵害する重大な服務規律違反であり、このような事態が再発したことは誠に遺憾です。

今後このような事態を繰り返すことのないよう、改めて消防局職員一人ひとりがハラスメントに関し正しく認識し、相互尊重とコミュニケーションに努めるよう徹底してまいります。

市民の皆様の信頼回復に向けて、消防局におけるハラスメントの撲滅に徹底して取り組んでまいります。

令和7年12月24日

呉市長 新原芳明

消 防 長 コ メ ン ト

本日、職場内においてパワー・ハラスメントを行った職員の懲戒処分を行いました。

組織を挙げてハラスメント撲滅に取り組んでいる中で、ハラスメントが再発したことは誠に遺憾であり、市民の皆様の信頼を損ねる結果となりましたことを深くお詫びを申し上げます。

ハラスメントが再発した事実を厳粛に受け止め、二度と組織内で発生させないという強い決意を新たにし、再発防止のための対策を一層強化してまいります。

消防の職場からハラスメントを撲滅するために全力を尽くし、市民の皆様の信頼を取り戻すよう努めてまいります。

令和7年12月24日

呉 市 消 防 長 瀬 戸 龍 一